

	新型コロナウイルスに感染した場合	濃厚接触者	出社拒否等	濃厚接触後の新型コロナウイルス感染（陽性）	濃厚接触後の新型コロナウイルス感染（陰性）
状況	医師の診断、PCR検査等でコロナに感染したことが判明	家族等がコロナに感染し、濃厚接触者になった接触があったから7日間は自宅待機	●感染が怖いとの理由で、労働者が自主的に休む場合 ●会社が感染が疑わしい従業員の出社を禁ずる場合	濃厚接触者を経ての陽性	濃厚接触者を経ての陰性
休業手当の支払い	賃金の支払い不要 休業手当の支払い不要	●まずは自宅できる仕事がないか検討する。 自宅でする場合・・・賃金が発生 ●自宅でできる仕事がない場合、休業とする。 不可抗力による休業の為、休業手当の支払いは不要 ●自宅でできる仕事はあるが、休業を命じる場合 休業手当の支払いが必要	●労働者の判断による欠勤は、欠勤扱いとなり賃金は不要 ●咳がある等の理由により、会社が出社を禁ずる場合は、原則として、休業手当の支払いが必要です。	陽性後は不要 ※陽性前の隔離期間中を傷病手当金の申請する場合は休業手当の支払い不要	●陰性だが症状があり休業期間を傷病手当金の申請とする場合は休業手当の支払い不要 ●会社が休業を命じた場合は、休業手当の支払必要
賃金補償 社会保険 「加入者」	傷病手当金が申請できます	原則として、濃厚接触者は傷病手当金は請求できません。 ただし、濃厚接触者を経て陽性・陰性（症状有等）になった場合は、傷病手当金の申請が可能	傷病手当金は申請できません	陽性後は傷病手当金の申請 陽性前の隔離期間について症状がある場合は療養状況申立により傷病手当金の申請可能	陰性であったが微熱等により労務不能であり休業していた場合は療養状況申立により傷病手当金の申請可能
賃金補償 社会保険 「未加入者」	国民健康保険には、傷病手当金はありません。 ※市区町村により傷病手当金の補償がある場合があります。 川崎市、大阪市、横浜市、さいたま市、目黒区、杉並区等は、傷病手当金制度有	賃金補償 なし	賃金補償 なし	国民健康保険には、傷病手当金はありません。 ※市区町村により傷病手当金の補償がある場合があります。 川崎市、大阪市、横浜市、さいたま市、目黒区、杉並区等は、傷病手当金制度有	国民健康保険には、傷病手当金はありません。 ※市区町村により傷病手当金の補償がある場合があります。 川崎市、大阪市、横浜市、さいたま市、目黒区、杉並区等は、傷病手当金制度有

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は下記に該当する方が申請できます。
 ①新型コロナウイルス「陽性」の方
 ②新型コロナウイルス「陰性」で発熱等の症状のある方 ※「陰性」で症状のない方は対象になりません。
 ③①または②に該当する方で、傷病手当金の支給要件を満たしている方
 申請書の4ページ目（療養担当者記入用）に担当医師から証明が受けられない場合は「療養状況申立書」をご記入いただき、添付のうえご申請ください。
 また、保健所から新型コロナウイルス陽性に関する証明書の交付を受けている場合は、証明書の添付をお願いいたします。